

議案第61号

平成30年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------|-----------|------------|---------------|
| 1 墓地整備事業費 | 1 墓地整備事業費 | 早野聖地公園整備事業 | 千円 140,370 |